

がん患者医療用補正具購入費助成事業

がん治療に伴う脱毛や外形変化により、医療用補正具を購入した人に、購入経費の一部を助成しています。

対 象 者 ①市内に住所を有し、がんと診断され、がんの治療を行っている人
②がんの治療による脱毛、乳房切除により補正具を購入した人

助 成 対 象	医療用ウィッグ	全頭用医療用ウィッグ本体 1 台分の購入に要する経費 (ただし、本体に含まれない付属品またはケア用品を除く)
	乳房補助具(右側または左側)	補正パッドおよび人工乳房本体 1 個分の購入に要する経費 (これらを固定する下着類を含む)

助成額・回数	助成額	上限 2 万円まで
	回 数	補正具 1 種類につき 1 回まで

問い合わせ先 市役所保健課健康推進係(内線 235)

詳細は
こちら



若年がん患者等在宅療養支援事業

若年がん患者などの人が自宅で生活するための福祉用具の貸与および購入にかかる費用の一部を助成します。

対 象 者 市内に住所を有する 40 歳未満の人で、次のすべての項目に該当する人
①がん患者など(介護保険法の第 2 号被保険者が要介護認定または要支援認定を受ける状態と同等)の人
②市税および市が債権を有する公課の滞納がない人
③他の事業などにおいて、本事業と同等の助成を受けることができない人

助成対象	福祉用具の貸与	工事を伴わないてすり・スロープ、歩行器、歩行補助つえ、車椅子、車椅子付 属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、徘徊感知機器、 つり具部分を除く移動用リフト、自動排泄処理装置の交換可能物品
	福祉用具の購入	腰掛け便座、移動用リフトのつり具の部分、入浴補助用具、簡易浴槽、排泄予 測支援機器、自動排泄処理装置の交換可能物品

助 成 額	福祉用具の貸与	助成対象経費の 10 分の 9。1 月当たり上限 5 万 4 千円
	福祉用具の購入	同一年度内上限 10 万円

問い合わせ先 市役所保健課健康推進係(内線 235)

詳細は
こちら



がん介護ケアよろず相談窓口『ヒロピス』

広田診療所では、がんの看護やケアに関する相談支援窓口を設けています。一人で悩まずに相談してみませんか？

対 象 者 がん患者・家族・看護ケア関係者など
相談時間 水曜日：午後 2 時～5 時、月・火・木・金曜日：午後 4 時～5 時 ※要予約
利用料金 無料

問い合わせ先 広田診療所 ☎0192(56)2515

産後ケア事業『ママふわり』(デイサービス型)

～産後のお母さんを応援します！ からだやこころの疲れを癒しませんか？～

産後のお母さんは、育児に不安を抱えたり、出産育児の疲れから体調を崩しがちになるなど、こころもからだも不安定になりやすいものです。子育て中で気になることや、おっぱいのこと、赤ちゃんのことなど、ゆっくりと助産師・保健師・栄養士・保育士などの専門職とお話してみませんか？

月に 2 回実施し、4 種類のメニュー(整体・ヨガ・ハンドケア・ランチ会)を用意しています。

対 象 者 市内に住所を有する 1 歳未満の赤ちゃんとそのお母さん
利用料金 無料(昼食を希望の場合は自己負担あり) ※事前に申し込みが必要です。
※実施日程など、詳しくは市ホームページをご覧ください。

問い合わせ先 市役所保健課母子保健係(内線 231)

詳細は
こちら



不妊に悩む人への支援事業

不妊治療(一般不妊治療、生殖補助医療および男性不妊治療)を受ける夫婦の経済的負担を軽減するため、治療費の自己負担分を助成します。(令和 7 年 4 月診療分より)

対象者 ①治療を受けた夫婦の一方または双方が市内に住所を有すること
②妊娠のために、医師から不妊治療が必要であると診断されている人
③生殖補助医療については、治療開始日の妻の年齢が 43 歳未満の人

一般不妊治療

助成額	治療を開始した月から連続する 12 カ月の期間につき上限 5 万円
-----	-----------------------------------

※回数に制限はなく、初回の治療から 12 カ月経過または出産などにより期間を再設定します。

生殖補助医療・男性不妊治療

助成額	生殖補助医療	1 回の申請につき上限 10 万円	回数	治療開始日の妻の年齢が 40 歳未満は 6 回
	男性不妊治療	1 回の申請につき上限 10 万円		治療開始日の妻の年齢が 40 歳以上 43 歳未満は 3 回

※岩手県の助成事業 ・特定不妊治療交通費助成金(保険適用の特定不妊治療を受けた人を対象に交通費を助成)
・不育症検査費用助成事業(不育症の検査にかかる費用の 7 割に相当する額を助成)
詳しくは、大船渡保健所にお問い合わせください。☎0192(27)9922

問い合わせ先 市役所保健課母子保健係(内線 231)

詳細は
こちら



妊産婦等交通費支援事業

妊産婦健診や出産などにかかる交通費の一部を助成しています。

対 象 者 市内に住所を有する全妊産婦など
助 成 額 1 分娩につき上限 10 万円
助成対象 岩手県内および宮城県内の病院への通院が対象となります。
①妊産婦健診や診療(妊娠・出産にあたって必要な診療に限る)、分娩のため自宅から医療機関へ移動した交通費
②総合周産期母子医療センターにて健診などが必要と診断された生後 1 歳までの乳児(ハイリスク児)の保護者が自宅から医療機関へ移動した交通費
③入院や分娩待機のためのホテルなどの宿泊費(上限 10,500 円/泊)

※里帰り先の居住地(岩手県、宮城県以外も含む)から、医療機関まで片道 60 分以上の移動時間を要する場合は、助成対象となります。

問い合わせ先 市役所保健課母子保健係(内線 233)

詳細は
こちら



未熟児養育医療給付制度

指定養育医療機関において入院治療を受ける場合、医療費が公費負担となる場合があります。

対象者 市内に住所を有し、指定医療機関において、医師が入院による療育が必要と認める未熟児
※必要書類や公費負担の範囲など、詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ先 市役所保健課母子保健係(内線 231)

妊婦支援給付金について

妊婦や子育て世帯が安心して出産や子育てができるように、給付金を支給します。

対象者 ①市内に住所を有する妊娠の届出をした妊婦
②出生した子ども(胎児)を届出した産婦

給付額	給付 1 回目	妊娠 1 回につき 5 万円
	給付 2 回目	出生した子ども(胎児) 1 人につき 5 万円

※胎児心拍確認後の流産や死産により、妊娠を継続できなかった人も対象です。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ先 市役所保健課母子保健係(内線 231)

詳細は
こちら

